

三篠川漁業協同組合内水共第 26 号
第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、三篠川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 26 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、うなぎ籠、ころがし、かに籠及び水眼による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、うなぎ籠、ころがし、かに籠及び水眼による場合は、第 10 条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁 種	イ 期 間
あ ゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日から 11 月 30 日まで
こ い	1 月 1 日から 12 月 31 日まで、ただし、投網については 4 月 1 日からあゆの投網の解禁日まで、を除く
もくずがに	10 月 10 日午後 5 時から翌年 4 月 30 日まで
う な ぎ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 前項の公示は、組合及び第 6 条第 2 項に規定する納付場所に提示してするものとする。

(漁具、漁法の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規 模
う な ぎ 籠	1人 5個以内
か に 籠	1人 3個以内

(全長等の制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
もくずがに	甲羅の直径が5cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは、無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第2項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次に掲げる額に300円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣、うなぎ籠、ころがし及び水眼による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ	ころがし、水眼、竿釣	1日 2,000円 1年 7,000円
こ い	手釣、竿釣	1日 600円 1年 2,500円
う な ぎ	手釣、竿釣、うなぎ籠	1日 800円 1年 3,500円

(2) その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ	投 網	1年 8,000円
こ い	投 網	1年 8,000円
あ ゆ	た も 網	1年 2,000円
もくずがに	か に 籠	1年 3,100円

2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、うなぎ籠、ころがし及び水眼による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において遊漁監視員に納付することができる。

住 所	納 付 場 所	電 話 番 号
広島市安佐北区白木町三田	三田 カフェ	080-2926-7435
広島市安佐北区白木町市川 1783	佐々木食料品店	082-828-1002
安芸高田市向原町長田 3785	喫茶 ジョイフル	0826-46-2966

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

遊 漁 承 認 証

表

<u>No.</u>
遊 漁 承 認 証
次のとおりとする遊漁を承認します。
1, 遊漁者
住所
氏名
生年月日 (年齢 歳)
2. 承認期間
3. 魚種
4. 漁具・漁法
5. 遊漁区域
6. 遊漁料
令和 年 月 日
三篠川漁業協同組合 ^印

裏

注 意 事 項
1, 遊漁者は遊漁をするときは本証を携帯しなければならない。
2, 本証は他人に貸与してはならない。
3, 遊漁監視員の要求があれば本証を提示しなければならない。また, その指示に従うこと。
4, 遊漁者は相互に適当な距離を保ち, 他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
5, 漁場発行の場合は加算金として 300 円を加算した額とする。
6, 危険な場所での遊漁や危険な行為はしないこと。
7, 遊漁に際しての事故については, 組合は関知しない。

漁場監視員証
表

No.	
漁場監視員証	
次の者は、当組合の漁場監視員であることを 証明する。	
住 所	
氏 名	(年齢 歳)
有効期間	
	令和 年 月 日
三篠川漁業協同組合 [Ⓔ]	

裏

注 意 事 項	
(1)	漁場監視員はこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。 漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
(2)	組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。 この場合において遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。